

「ハワイ諸島産ソロ種パパイヤ生果実に関する植物検疫実施細則」（昭和47年5月27日付け 47農政第2552号農政局長通達）

一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
植物防疫法施行規則別表1の付表第1のハワイ諸島産ソロ種パパイヤ生果実にかかる植物検疫の実施については、昭和47年5月27日農林省告示第798号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。 1 消毒施設 <u>告示4の生産地における消毒の蒸熱処理施設は、次の条件を満足しているものとする。</u> (1) } [略] (3) 2 こん包及びこん包場所 (1) こん包 <u>告示6（1）のこん包に通気孔を設ける場合は、次のいずれかの条件を満足しているものとする。</u> <u>ア 生果実をこん包に収納する前に包装材料（通気孔に孔を設けている場合は孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。）で包み込んでいること。</u>	植物防疫法施行規則別表一の1および2の項のハワイ諸島産ソロ種パパイヤ生果実にかかる植物検疫の実施については、昭和47年5月27日農林省告示第798号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。 1 消毒施設 <u>告示四の生産地における消毒の蒸熱処理施設は、次の条件を満足しているものとする。</u> (1) } [略] (3) 2 こん包及びこん包場所 (1) こん包 <u>こん包に通気孔を設ける場合は、その通気孔に網（孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。）が張られているものであること。</u>

改 正 後	現 行
<u>イ 通気孔に網（孔の直径が 1.6ミリメートル以下のものに 限る。）が張られていること。</u> <u>ウ こん包又は束ねたこん包全体が網（孔の直径が 1.6ミリ メートル以下のものに限る。）で覆われていること。</u> (2) こん包場所 <u>告示 6 の（2）</u>のこん包場所は、次の条件を満足している ものとする。 ア イ [略] ウ 3 保管場所及び保管期間 (1) <u>告示 7</u>の保管場所は、ホノルル国際空港内の施設であって 、アメリカ合衆国植物防疫機関の指定する次のいずれかの施 設とする。	(2) こん包場所 <u>告示五の（二）</u>のこん包場所は、次の条件を満足している ものとする。 ア イ [略] ウ 3 保管場所及び保管期間 (1) <u>告示六</u>の保管場所は、ホノルル国際空港内の施設であって 、アメリカ合衆国植物防疫機関の指定する次のいずれかの施 設とする。
5 検査及び消毒の確認 <u>告示 5</u>の検査及び消毒の確認は、次により行うものとする。 (1) [略] (2) 輸出検査の確認	5 検査及び消毒の確認 <u>告示三の（三）</u>の検査及び消毒の確認は、次により行うもの とする。 (1) [略] (2) 輸出検査の確認

改 正 後

ア 生果実のこん数の3 パーセント以上について行い、検疫有害動植物のないことを確認すること。

イ 前記アの検査の結果、ミバエ類が発見されたときは、ミバエ類が付着した原因についてアメリカ合衆国植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは以後の消毒確認は行わないこと。

(3) 検疫証明書

ア 植物防疫官は、前記(1)により消毒が完全に行われたことを確認したとき、及び前記(2)の輸出検査の確認により検疫有害動植物が認められないことを確認したときは、植物検疫証明書の余白に氏名を記入し、押印するものとする。

[削る]

現 行

ア 生果実のこん数の5 パーセント以上について行い、有害動物又は有害植物のないことを確認すること。

イ 前記アの検査の結果、ミバエ類が発見されたときは、ミバエ類が附着した原因についてアメリカ合衆国植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは以後の消毒確認は行わないこと。

(3) 検疫証明書

ア 植物防疫官は、前記(1)により消毒が完全に行われたことを確認したとき、及び前記(2)の輸出検査の確認により有害動物または有害植物が認められないことを確認したときは、次の様式により植物検疫証明書の余白にそれぞれ確認したことを附記するものとする。

区 分	確認者氏名 印	3センチメートル
消毒確認 月 日 時		
検査確認 月 日 時		10センチメートル

改 正 後

イ 前記アの確認を行った生果実が航空携行手荷物として輸送される場合には、植物検疫証明書又は次の様式による植物検疫証票を各こん包の表面にちょう付させるものとする

PHYTOSANITARY CERTIFICATE LABEL FOR SOLO-TYPE HAWAIIAN PAPAYA Master Certificate No. _____ Package No. _____ Date of Disinfection: _____ Certified by _____ (USDA Inspector) Certified by _____ (Japanese Inspector)
--

又は

現 行

イ 前記アの確認を行なった生果実が航空携行手荷物として輸送される場合には、植物検疫証明書のほか、各こん包の表面に次の様式による植物検疫証票を貼付させるものとする。

PHYTOSANITARY CERTIFICATE LABEL FOR SOLO-TYPE HAWAIIAN PAPAYA Master Certificate No. _____ Package No. _____ Date of Disinfection: _____ Certified by _____ (USDA Inspector) Certified by _____ (Japanese Inspector)	↑ 7センチ メートル 以上 ↓
--	---

← 10センチメートル以上 →

又は

*PHYTOSANITARY CERTIFICATE LABEL
FOR SOLO-TYPE HAWAIIAN PAPAYA*

Master Certificate No.:

Package No.

Date of Disinfection:

Certified By:

USDA Inspector

JAPAN Inspector

ウ 前記イの場合において、植物検疫証票をちょう付する場合には、アによる植物検疫証明書をあらかじめ植物防疫所に送付させるものとする。

*PHYTOSANITARY CERTIFICATE LABEL
FOR SOLO-TYPE HAWAIIAN PAPAYA*

Master Certificate No.:

Package No.

Date of Disinfection:

Certified By:

USDA Inspector

JAPAN Inspector

← 10 センチメートル以上 →

↑
7 センチ
メートル以上
↓

ウ 前記イの場合には、アによる植物検疫証明書又はその写しをあらかじめ横浜植物防疫所札幌支所、横浜植物防疫所成田支所、横浜植物防疫所成田支所羽田出張所、名古屋植物防疫所小牧出張所、神戸植物防疫所伊丹支所、門司植物防疫所福岡支所板付出張所及び那覇植物防疫事務所那覇空港出張所あてに送付させるものとする。

改正後

現行

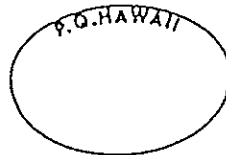
7 表示

(1) 告示9の表示は、それぞれ次の様式によるものとし、輸出植物検疫終了の表示は生果実の表面に、また、仕向地の表示はこん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとする。

ア 輸出植物検疫終了の表示



又は



イ 仕向地の表示



又は



(2) [略]

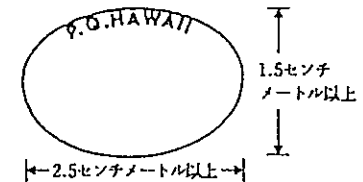
7 表示

(1) 告示七の生果実及びこん包の表示は、それぞれ次の様式によるものとする。

生果実の表示



又は



こん包の表示



又は



(2) [略]

改 正 後	現 行
[削る] 8 輸入検査 (1) [略] (2) 航空携行手荷物として輸入される場合、輸入検査は、輸入飛行場において当該生果実と<u>ちょう付</u>されている植物検疫証明書又は植物検疫証票を確認して行うものとする。	8 輸入検査の場所 <u>輸入検査は、植物防疫法施行規則第6条第1項に掲げる港及び飛行場のうち、主として次の港及び飛行場の植物防疫官の指定する場所において行うものとする。</u> (1) 港 : <u>京浜港、清水港、名古屋港、四日市港、大阪港、神戸港、水島港、広島港、関門港、博多港、那覇港</u> (2) 飛行場：<u>新千歳空港、新東京国際空港、東京国際空港、新潟空港、小松飛行場、名古屋空港、大阪国際空港、福岡空港、長崎空港、熊本空港、鹿児島空港、那覇空港、嘉手納飛行場</u> 9 輸入検査 (1) [略] (2) 航空携行手荷物として輸入される場合、輸入検査は、輸入飛行場において当該生果実と<u>添付</u>されている植物検疫証明書及び植物検疫証票を確認して行うものとする。 <u>なお、8の(2)に掲げる飛行場のうち、新潟空港、小松飛行場、長崎空港、熊本空港、鹿児島空港及び嘉手納飛行場において、輸入検査を行う場合には、あらかじめ、5の(3)のウに掲げる植物防疫所支所等のうち当該空港の最寄りの</u>

改 正 後	現 行
(3) 航空携行手荷物として輸入された場合において、(2)の確認を行ったときは、当該こん包の<u>植物検疫証明書又は植物検疫証票</u>を抹消するものとする。 (4) <u>植物検疫証明書又は植物検疫証票が添付されていない場合</u>、<u>告示6の(3)の封印がこん包になされていない場合</u>、<u>告示5の植物防疫官による確認が行われていない場合</u>、<u>告示9の表示がなされていない場合若しくはこん包が破損又は開ひされている場合には</u>、当該生果実の廃棄又は返送を命ずるものとする。 (5) 上記以外の輸入検査の<u>手続</u>及び方法は、植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号）及び輸入植物検疫規程（昭和25年7月8日農林省告示第206号）によるものとする。 (6) [略] ア [略] イ [略]	<u>所と連絡をとり、当該所に届いている植物検疫証明書又はその写しの内容と当該航空携行手荷物のこん包の植物検疫証票を確認して行うものとする。</u> (3) 航空携行手荷物として輸入された場合において、(2)の確認を行ったときは、当該こん包の<u>植物検疫証票</u>を抹消するものとする。 (4) <u>告示三の(三)の植物防疫官による附記がなされている植物検疫証明書又は植物検疫証票が添付されていない場合</u>、<u>告示五の(三)の封印のないこん包入りの場合</u>、<u>告示七の表示がなされていない場合若しくはこん包が破損または開ひされている場合には</u>、当該生果実の廃棄又は返送を命ずるものとする。 (5) 上記以外の輸入検査の<u>手続</u>き及び方法は、植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号）及び輸入植物検疫規程（昭和25年7月8日農林省告示第206号）によるものとする。 (6) [略] ア [略] イ [略]